

# これからの薬局の活用法

## 第4回… 医薬品を安全で安心に使用するために 薬剤師・薬局が変わります

現在全国にある約6万の薬局が、地域の中で皆さんの身近な存在としてご利用いただいています。昨年12月、薬局の機能や役割を定めている医薬品医療機器等法という法律が改正されました。新しい法律では、薬剤師は医薬品を皆さんにお渡しする際に行っている服

薬指導だけではなく、必要に応じて医薬品を服用・使用している間の状態を把握したうえで新たな情報提供や指導をすることが役割とされました。そのため薬剤師が電話やメール等でお薬の服薬状況や体調の変化について状況を確認させていただくことがあります。そ

して必要に応じて医療機関、医師にその情報を提供いたします。また、薬局がどのような専門的な機能を持っているか地域の皆さんに判りやすくするための制度も設けられました。一方、皆さんのお住まいにお伺いして、在宅医療に必要な薬をお持ちして必要

な薬学的な管理を提供するのも大切な役割です。私たち薬局薬剤師はこれからも皆さんが今まで以上に安心して利用いただけるよう、もっと皆さんとお近づきになりたいと思いますし、そのために少しでもおせっかいを焼かせていただくこともあるかもしれません。皆さんもどうぞ遠慮なく薬剤師を活用してください。そのた

めにも皆さんのお気に入りの「かかりつけ薬剤師・薬局」をどうぞ見つけてください。

